

平成 23 年 1 月 26 日

各位

東京都公立中学校 PTA 協議会  
会長 水上 幸夫

平成 22 年 11 月 24 日 (水)、都庁第二庁舎会議室にて要望事項の回答についての会議が開催されました。内容によって担当する部署の係長、指導主事の参加を得て、口頭による考え方の説明や回答があり、内容に沿ってまとめましたのでお知らせします。

## 東京都教育委員会への要望と回答

### 1 教育環境の確保について

本年 8 月、文部科学省は「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画 (案)」を公表し、「少人数学級の推進」と「教育課題に対応するための教職員配置」を進めていくこと打ち出しています。また柔軟な学級編制のための制度改正にも着手しようとしています。

#### 1. 少人数学級や学級編制の柔軟な対応について

一般的には、少人数学級の導入が、教員の目配りする人数が減り、一人一人への指導が充実すると考えられています。都内においても独自予算を組み、教員を配置し、国の基準よりも少ない人数の学級規模 (いわゆる少人数学級) での学校運営がなされてきた地区もありますが、教育の機会均等の考え方からしても矛盾のあるところと考えます。学校によっては学校長の判断で、教員をやりくりし、少人数学級を実施している学校もあるようです。

平成 21 年 12 月 17 日付けで「小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配について」が通知され、本年 4 月より実施されましたが、中学校においては 2 学年に進級する時点で基準の 40 人学級に戻さなくてはならないと聞いています。今回の文部科学省の改善計画 (案) が確定し実施となるには数年かかるかと思いますが、学級編制の標準の引き下げの画一的な取り扱いにより学級編制が小さくなりすぎないように、また入学した時の学級数を 3 年間維持できるよう、柔軟な学級編制ができるようにお願いします。

東京都が文部科学省に先立って、少人数学級の全学年完全実施をお願いします。

#### 【回答】

東京都教育委員会は、集団生活としての教育効果を考えた場合、児童・生徒が集団の中で互いに切磋琢磨し社会的適応能力を育むため、学級には一定規模が必要であると従前から考えているところです。一方、小学校や中学校への入学直後の時期は、その後の充実した学校生活を送るための基礎を固める重要な時期であることから、小 1 問題・中 1 ギャップを予防・解決するために、小学校第 1、第 2 学年と中学校第 1 学年を対象に教員を加配し、学級規模の縮小やチームティーチングの導入など、学校の実情に即した最適策を選択することが可能な仕組みを平成 22 年の 4 月から実施したところです。また、本年 8 月文部科学省は、学級編制標準の改定によりまして『公立小学校及び中学校について順次 35 人編制とし、さらに小学校第 1・第 2 学年については 30 人編制としていくこと』、さらに『画一的な取り扱いにより学級規模が小さくなりすぎないように、弾力的な学級編制を実施することができる仕組みを導入すること』、これらを含む新たな「教職員定数改善計画」を公表したところです。東京都教育委員会としては、現在進められている国における予算案の取りまとめ、今後出てくると思われる法令案の審議の動向をふまえて、今後検討していくこととしています。

**【質問】**

基本的に都としての 35 人学級の実施はできないという方向性は理解していますが、財政の好転があったとき、都の優先順位として文部科学省よりも先行して 35 人学級を実施しようとしているのか、この施策はあくまでも国がやろうとしているので、というように考えているのか、都としての考えをお聞きしたい。

**【回答】**

今般、国で検討し出された数字について、実際のところ、国の概算要求として出ているが、法律案が出ていないので、国が 35 人という数字をどのように考えているのか、まだよくわからないところです。現在は 40 人というのが法律で定められている標準で、40 人以下の弾力化というのが出されていますが、40 人以上というのは想定されていません。今回の 35 人というのが最大になるのか、仮に最大 35 人学級よりも多くをと考えの自治体があった場合、それを認めないのかどうか、今法律案が出ない中ではわからないという状況があります。国が今出していますのは、あくまでも教員の数を算定するための標準というものですので、都としては、国の考えが都道府県全部をとらえ、35 人以下が適切であると出してくるのかどうか、見極めていく状況にあります。国の方向性が必ずしも明らかでないので、お答えしづらいところがあります。

**【質問】**

単学級学校が増えつつあり、文化祭や体育祭などの学校行事を考えたとき、ある程度の規模は必要ではないかと思っております。例えば私立の学校と比べたときの学力差が、あまりにも開きがありすぎて 40 人なり 30 人の後半に人数がある場合に、指導するのにかなりの限界があるのではないかとと思われる、それで少人数の対応をしている、その方向性にもっと力を入れていくと考えていいのでしょうか。普段の学級の授業の中で学力についての対応はしていくしかないと思うのですが、そういったとき、人数を減らしていくのか、TT という形の少人数制にもっていくのかのどちらかであろうという判断の中で、東京都としては、現在少人数指導を行なっている、より現状を把握したうえで積極的に行なっていくものと、とらえていいのでしょうか。

**【回答】**

少人数学級と少人数指導の話があらうかと思いますが、当初の回答の中で触れたように、624 校に対して 938 名の配置（中学校分だけです）を展開しているところです。

指導方法工夫改善加配という国の動向を注目しているところであり、文部科学省のホームページにもあるように、中教審から 7 月に出された答申の中で、少人数学級の実施にあたっての指導方法工夫改善加配の基礎定数化という考えが使われています。これは推測の段階ではありませんが、指導方法工夫改善加配を原資として少人数学級の教員数に転用という考え方が提言されています。これは中教審の提言なので、国としての動きも注目しつつ、指導方法工夫改善加配につきまちはチームティーチングとか 2 学級 3 展開とかにより、有効に機能していると思っておりますので、これについては加配の充実した活用を都としては目指していきたいと考えています。国の動きを注視しているところです。

**【質問】**

小学校や中学校の現状をみると、35 人だから授業が成り立つという状況ではなく、20 人でも学級崩壊は存在しています。そのような中で地域で手厚い人材の配置、地域への教員の人事権を都から委譲するという事も考えられると思いますが、その可能性は。地域に任せるという考え方は、今のところは、また今後もないのでしょうか。

**【回答】**

学級編制権とは別に定数決定権があります。定数決定権は、国の国庫負担金制度の裏付けがあって地区に配当していますが、財源の裏付けなき学級編制には支障が出てくるのかなとは思いますが。様々な人間を含む採用について包括してお話しできる部署ではないので、定数に絡んだ

お話だけになってしまいます。

人事部に関するお話についてご意見があったと、担当へ連絡はしておきます。

## 2. 土曜日授業の実施について

平成 22 年 1 月 14 日付けで「小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について」が通知され、区市町村教育委員会や学校の自主的な判断により、月 2 回を上限とし実施できるようになりました。自主的な判断に任せたことにより、同区内・市内でも実施日の運営において、様々な支障も出てきています。ここは自主的に任せるのではなく、実施日にあたっては、東京都として原則日の設定や土曜日に部活動の公式試合等を設定しないよう、関係機関への要請をお願いいたします。

### 【回答】

土曜日における授業の実施上の課題として、地域の行事あるいは部活動の公式戦等の日程調整があります。行事や公式戦については、地域ごとに実施をされているのが実情です。そこで先進的な区市町村教育委員会では、定例の教務主任会等で土曜日における授業の実施日を定めています。あるいは中学校ブロックごとに日程調整を行ったりすることで、この課題を解決しています。このような事例を今後より多く学校に届けていきたいと思っています。

土曜日における授業に関しては、全ての学校で一律に実施するものではないので、必要とする区市町村教育委員会や学校の自主的な判断により実施をするものであることから、東京都教委区委員会が原則の実施日を設定する対応は行ないません。

## 3. 教員の増員、採用について

教員の採用に当たって教師養成塾の設置など、都教委では様々な取り組みがなされていますが、数の確保とともに教員の授業時間の軽減などの待遇面を改善し、「質」の高い教員の確保を積極的に行なっていただきたい。

平成 24 年施行の新学習指導要領の実施に伴い今年度より移行措置がとられ、授業時数が増えている教科もあります。授業時間の確保とともに、少人数指導や学級経営の工夫など一定の教育内容を確保するためにも、教員の増員を求めます。

### 【回答】

#### ①教員の授業時間の軽減について

教員の持ち時数については、都の定数を取り巻く厳しい状況から、全ての教員に対し標準の授業持ち時数の軽減を行なうことは困難です。なお、非常勤の時間講師の時数措置については、各学校の教育課程、教員や非常勤教員などの配置状況等の要素を考慮し、各学校の実情に応じ、予算の範囲内で対応しています。また、中学校の教職員定数配当基準については、国の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法と呼ばれている基準を踏まえて定めています。東京都教育委員会は、これまで国の計画を踏まえ、きめ細かな教科指導を通し基礎学力の向上を図れるよう、少人数指導の充実に努めるなど、教員の定数改善に努めてきています。しかし都の教職員定数は、依然として国の規準を上回っているところであり、都のきびしい定数の状況の中から、これ以上の教職員の増員は困難です。今後、教職員定数については、国の定数改善の動向を注視していくと共に、都の財政状況を踏まえ、対応していきます。

#### ②質の高い教員の確保について

教員の質の維持、向上を図るため、地方会場での選考の拡大や PR の充実を図るなど、応募者の確保・増加に向けて、一層の取り組みを行なうとともに、地方の優秀な人材を確保するため、他県と連携した選考を実施するなど、さまざまな取り組みを推進していきます。

#### 4. 学校選択制について

区市町村による学校選択制を始めてからかなりたちますが、あちこちで毎年のように廃止論や改善論が出てきます。広域行政の立場から、この学校選択制のメリットや課題などを広い視点に立って情報提供していただき、都教委としての基本的な考え、今後の方向性について教えてください。

##### 【回答】

公立小・中学校として就学すべき学校の指定などについては、それぞれの地域の実情を踏まえ、小・中学校の設置者である各区市町村教育委員会が定めるところです。各区市町村教育委員会は、就学する学校の指定を行なうため、通常あらかじめ学校ごとに通学区域を定めています。また、複数の区市町村教育委員会では、児童・生徒個々の事情に対応できるよう就学する学校の指定に先立ち、希望聴取する制度として学校選択制を実施し、通学区域の弾力化を図っています。東京都教育委員会は、就学校の指定等に関しては学校教育法などにより、一義的にこれが各区市町村の決定によるとされていることから、小・中学校への学校選択制の導入等を行なうにあたっては、学校を設置し管理する各区市町村教育委員会がそれぞれの地域の実情に応じて、メリットあるいはデメリットを十分に検討したうえで、保護者の皆様方の意見も考慮したうえで、適切に判断するものと考えています。

#### 5. 教育の地域間格差について

昨年度に引き続き、8月にP連会長会を実施しました。その意見交換の中で、中学校の教育活動において人的配置や施設・設備の整備状況に地域間での差が生じていることが顕著に表れました。このような教育現場における地域・学校間格差について都教委はどのようにしようとしているのか教えてください。人的配置について、加配教員の実態と基準の人数について教えてください。

##### 【回答】

##### ①施設設備の整備状況について

全国的な教育水準を維持し、教育の機会均等を保障するため、公立小中学校の運営に要する標準的な経費については、国が全国の自治体間の財政力の差を調整する、このような仕組みを持つ地方交付税の中に算定されており、学校を設置している各区市町村において一定水準の財源は確保される、という制度になっています。また公立学校の施設・設備についても各区市町村は、国の補助制度を活用して整備を行なっています。

一方東京都は、各区市町村に対し、都区財政調整制度及び市町村総合交付金のような財政の仕組みにより、総合的な財政支援の施策を実施しています。各区市町村は、これらの財源のもとで、それぞれの地域の実情に合わせて教育施策を展開しています。この中で、一部の区市町村では、教育関連経費の支出を増やし、より教育条件を向上させる取り組みが行なわれていると考えています。

##### ②人的配置について、加配教員の实態について

平成21年度の指導方法工夫改善加配の実績については、中学校の総学校数624校に対し、938人を配置しています。配置実例を割合化すると約150%になります。実際の配置にあたっては、各区市町村教育委員会から申請をいただき、加配教員の活用方法などから加配数を決定しています。今後とも限られた定数の範囲内で適切に区市町村に配置していきたいと考えています。

##### 【質問】

設備の地域間格差があり、エアコンの普及率が区部がほぼ100%、市部が17%強といわれている中この夏を迎え、都教委としての今後の方針は出ているのでしょうか。

##### 【回答】

今のところは状況調査をしているところです。

【新聞報道から】2010.12.15

東京都は、都内市町村の公立小中学校の全普通教室への冷房設備の設置を進めるために、22年度から3年間の期限つきで総額約65億円を補助する方針を固めた。1教室当たり約76万円を助成する制度を新設。

普通教室の冷房化は22区が完了。残る杉並区も来年度中に設置を終え、全区部が完了となる。多摩地区・島部の公立小中学校の冷房設置率は22.5%（22年9月現在）

目安となる費用のうち・国の補助と起債	107万円	} 1教室あたりの目安237万円
・都の助成	76万円	
・市町村初期費用	54万円	

6. 学校図書館の充実について

学校図書館の利用について、「都教育委員会では、司書教諭の資格を有する教諭が担当する校務分掌として位置づけ、利用指導については、司書教諭を中心とした学校の全教職員の協力体制のもとで行われるものと考えている」との回答を得ていますが、授業時数の増加や学習活動を支える重要なメディアセンターとしての機能を果たすためには、専任の司書教諭の配置は欠かすことができません。専任の司書教諭の配置をお願いします。

【回答】

司書教諭については学校図書館法第5条第2項に「教諭をもって充てる」とされています。都教育委員会では、司書教諭の資格を有する教諭が担当する校務分掌と位置づけています。学校図書館の利用指導については、司書教諭を中心とした学校の全教職員での協力体制のもと行なわれると考えており、専任の司書教諭の配置は都の厳しい財政状況から困難なところです。なお、司書教諭に対する持ち時数の負担軽減措置は、これまでも中学校では12学級以上の学校の司書教諭に対し、2時間の軽減措置を行なっています。こちらの時数軽減についても都の財政状況等からこれ以上の時数軽減は困難です。司書教諭の軽減措置に伴う講師時数の配当は、これまでどおりの対応を考えています。

【質問】

軽減措置を申請しないと聞いたことがあります、その内容についてはどのようなものでしょうか。

【回答】

時数軽減の申請をしない理由として、司書教諭の時数軽減は12学級以上ですので、11学級以下の学校についてはそもそも申請がありません。また、時間講師等の対応や教育課程から学校や地区教委の判断として、軽減の申請をしないことが考えられます。必要が生じ、申請され基準に合致したものについては受けていく予定でいます。

今年は国民読書年で、東京都ホームページで第2回東京都図書館研究交流会を掲示しています。読書をめぐる状況は社会的にもいろいろありますので、今ある施策を増強等していくのはなかなか厳しいところではありますが、やっていける部分については今後とも手だてを考えていきたいと思っています。

2 部活動について

外部指導員の導入については、地区によって大きく差があり、指導員の確保すら難しい地域もあります。教育の一環として行われている部活動ですから、教員ではなくとも相応の指導力、知識等は必要だと考えています。研修を受けた指導員を登録制にするなど、全都の学校から指導要請ができるような都の仕組みを考えていただきたい。

例えば、全都を通じての部活動指導手当を含めた指導員の待遇を統一することや、都の研修で、外部指導員が一定の資質を備えるようにすることなど。

【回答】

外部指導員の導入や待遇については、区市町村教育委員会がすでに定めて実施している状況があり、東京都として統一するというのは困難です。また資質の向上については、都教育委員会では「部活動指導者講習会」の開催、「外部指導員のための部活動の指導の手引」を作成・配布しており、資質向上に力を入れています。これらはインターネット上からも取り出せ、活用していただいています。

学校事情等によって発生する「休部」「廃部」について、外部指導員を導入して防ごうとしている区市町村教育委員会に対しまして、その導入に要する経費を東京都で一部補助して、部活動をより一層振興するように努めています。

【質問】

部活動に関するいろいろな手当や部活の指導員を使える制度とかについて、現場の先生に伝わっていない、という話を聞きます。

【回答】

東京都の事業説明は、来年度に向けて、11月4日にすでに区市町村の担当者に行なっています。例えば「1時間3,000円の区市町村の外部指導者がいる場合、半額補助します」「最大180時間まで東京都が補助します」といっています。都立学校ではないので、都が直接中学校に話をすることができませんので、区市町村教育委員会にお願いしているところです。ただ都の制度を使わないという区市町村教育委員会は、その制度を学校に伝えないという可能性はあります。現在62区市町村の全てから制度申請が出ているわけではありません。都としては今年度も約7500万円を用意し、区市町村からの申請を受けています。都が区市町村立学校に直接予算をつけることはありません。このような制度は来年度も継続していく予定です。

【質問】

昨年度用意された予算は全部使われたのですか。

【回答】

全て使い切ってはいません。

一つの部活で180時間を最大としてとっていますが、100時間の活動しかないところもありますので、予算的には余ってくるということがあります。

### 3 スクールカウンセラーについて

スクールカウンセラーはすべての学校に配置されるようになり、大きな成果を上げていますが、更なる増員と配置時間数の増加を望みます。学校の規模による配置人数や時間数の増加を望みます。

【回答】

東京都では平成15年度からすべての公立中学校にスクールカウンセラーを配置しています。都独自の増員や配置時数の増加については、現状では困難な状況です。引き続き週一日勤務のサイクルを生かしながら、スクールカウンセラーから教員が専門的な助言を受けたり、教員自らカウンセリングマインドを重視したりした相談や指導を行うことで、学校全体としての相談機能の向上を図っていきたいと思っています。

【質問】

スクールカウンセラーの力によって学校全体の相談機能をアップしたい、というのはどのような事でしょうか。

#### 【回答】

相談者である子どもの状況は、毎日の学校生活の中で、日々変わっていきます。スクールカウンセラーだけにしか相談できない、スクールカウンセラーだけが問題を抱えている状況ではなく、組織全体で相談を受けて、子どもの悩みを解決の方向へ対応していく必要があるということです。すべての教員が、子どもの悩みをきちんと受け止め、スクールカウンセラーも子どもの理解を得たうえで、相談内容を教員へ引き継ぎ、一週間を通じて子どもの変化を見取る体制にしておく必要があります。次の週にカウンセラーに、教員が対応した内容を引き継いだ上で、カウンセリングにあたるのであれば、相談者にとって内容のつながりが出てとても良い方向となるのではないのでしょうか。

スクールカウンセラーが1週間常駐できる状況であれば、相談の全てをスクールカウンセラーへ任せることもできますが、そのような体制ではないので、教員はスクールカウンセラーから情報を受け、組織的な対応につなげていく。また教員は、専門職であるカウンセラーから相談者の悩みに寄り添うノウハウなどについて研修を受けたり、アドバイスをもらうことにより、子ども達への対応が良好なものになるのではないのでしょうか。一言でいえば、チームで対応していくという意味です。

#### 【質問】

ご説明いただいた体制が、学校で浸透しているのでしょうか。

#### 【回答】

浸透の度合いを数値的に把握するすべはありませんが、すでに他校種に先駆けて最優先で全中学校へのスクールカウンセラー配置を実現していますので、学校の全教員が、週一回はスクールカウンセラーがいるものだ、という認識と、チームで相談にあたっているという意識を高めていると思っています。

東京都としても啓発のために、年1回、スクールカウンセラー配置校の管理職に対し、スクールカウンセラー活用にあたっての留意点や課題、事例等を伝えています。スクールカウンセラーに対しても年1回、全員に対し、学校内における相談内容の連絡の徹底を伝えています。今後も両面にわたって指導にあたっていきたいと思えます。

## 4 学校の施設・設備について

平成24年度までに耐震化の完了が達成目標となっていますが、近年の財政状況悪化の中においても、各市区町村で計画の遅れがないよう、東京都として耐震化工事を一刻も早く促進されるよう、各地区教育委員会へのより一層の働きかけをお願いします。

#### 【回答】

学校施設は、生徒の学習、生活の場であるとともに災害発生時には避難場所となるなど、重要な役割を担っており、耐震化を早急に完了する必要があると考えています。都は「10年後の東京」の策定により、平成27年度までに公立小・中学校の耐震化率を100%とする事を目標にし、耐震化の促進に取り組んでいます。さらに学校施設の耐震化の重要性、緊急性に鑑み、「10年後の東京への実行プログラム2009」におきまして、構造耐震指標（I s 値）が、建物が倒壊等の危険が高い0.3未満の建物については、平成22年度までに、すべての建物について平成24年度までに耐震化を完了することを目標とし、「10年後の東京」に掲げた目標を3年前倒ししています。この目標を実現するために都教育委員会は、平成20年度から区市町村に対する財政支援及び人的支援を行うとともに、学校ごとの個別具体的な課題の把握やその解決に向けた助言に努めるなど、耐震化を加速するための取り「組みを進めています。このような取り組みなどにより、平成22年4月現在、公立小・中学校の耐震化率は88.4%、21年4月現在で82.6%と以前に回答しておりますものより5.8ポイントの増となっています。今後も

区市町村との連携をさらに深め、これまでの取り組みを強化することにより、早期の学校施設の耐震化完了を図っていきたい。

【質問】

区部とそれ以外の地区の耐震化率を教えてください。

【後日回答】

全都（小学校 1311 校、中学校 624 校+1 分校）	全体の耐震化率	88.4%
区部（小学校 849 校、中学校 388 校）	耐震化率	92.3%
市町村部（小学校 462 校、中学校 236 校+1 分校）	耐震化率	82%

耐震化率は学校数ではなく建物の数に対する割合となる（本年 4 月現在全 7006 棟）

5 その他

性的感情を刺激する図書類等の販売、メディアからの過激な性情報、ケータイやインターネット普及による有害サイトなど、性産業の商業主義から子どもたちを対象とした性情報の氾濫が目に見えます。

本協議会は、児童ポルノの根絶に向けて「児童ポルノがない世界をめざして」国民運動に賛同し、不良出版物等の販売については、区分陳列や青少年への販売規制、有害サイトの根絶を支持しています。自主規制をもっと厳しくするよう業界への働きかけをお願いいたします。

【回答】

都では「東京都青少年の健全な育成に関する条例（健全育成条例）」において、「青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類については、図書類発行者等の自主的取り組みとして、青少年が閲覧・購入しないよう、いわゆる成人コーナーへの区分陳列等に努めること」としています。そして、図書類発行者等の自主的な取り組みの中で、区分陳列の措置が取られずに一般書棚に陳列されている図書類のうち、「閲覧する青少年に対して著しく性的感情を刺激するもの」「甚だしく残虐性を助長するもの」「著しく自殺または犯罪を誘発するもの」については、青少年健全育成審議会への諮問を経て、都において不健全図書指定をして、成人コーナーへの区分陳列等を義務付ける、というように、子ども達を守る取り組みを行なっています。しかしながら近年、デジタルメディアの発展によってインターネットを中心に児童ポルノが蔓延しているほか、社会的に許されない悪質な性行為が是認されていると、子どもに誤解させるおそれのあるマンガ等が、子どもが自由に手に取ることができる状態で販売等されている実態があります。また携帯電話等を通じたインターネット上のコミュニケーション方法の多様化に伴い、インターネット、携帯電話等に絡んだトラブルや事件等の被害者または加害者となる青少年も増えています。都では子ども達が生き生きと健やかに暮らせる社会を実現するため、図書類発行者等に対して自主的取り組みをより一層強く働きかけていくとともに、指摘の課題を解決するため、「インターネット利用環境の整備」「図書類等の青少年への販売等の制限」「児童ポルノ根絶等に関する規定を整備する」青少年健全育成条例の一部改正案をこのたびの第 4 回都議会定例会に提案することにしています。

【質問】

本協議会に都の担当者の方に来ていただき説明を受け、実際に問題となっている本も見せていただいています。これらの本が氾濫し、子ども達が容易に手にとって見られる状況が良いとは全く思っていませんが、今ある条例でなぜ規制できないのかという疑問を持っています。条例を変えることで、表現を規制されるのではないかと、保護者の中で心配される方がいます。自主規制とか、販売の中における規制とか、大人である皆さんが考えれば当たり前と思われる措置が、そこがなかなかできない理由を教えてください。現実にはごく一部の方が行なっているものが、この景気の中で売ればよいという社会風潮の中で氾濫してしまっている



のかなと思います。

【回答】

ご指摘の通り、表現にかかわる部分の条例になるものですから出版の方々、事業者の方々の自主的な取り組みが大前提です。ということでこの条例は昭和 39 年に制定されてから今日までずっと来ていますが、「性的感情刺激」「残虐性の助長」「自殺・犯罪の誘発」というような、青少年のそのようなものを誘発するようなものについては、自主的に「18 禁」あるいは「青年コミックマーク」付けをお願いしています。

その取り組みの中で出版の方々との意見交換をしていますが、そこでは、『出版業界での取り組みは十分されている』とお話しされています。月一回自主規制団体の方々にお集まりいただき意見聴取を行っています。現状で成人コーナーに入っていない、一般書棚に並んでいる本の中で子どもに見せるべきではないと思われる本を不健全図書指定とすかどうか、見ていただいています。そこでは許容範囲内と判断された本が、都民の代表となる方々の健全育成審議会での判断では成人コーナーでの販売を義務付けるべきと判断されることが多々あります。自主規制を判断する方々の解釈と、都民の代表の方々と解釈に大きな隔たりがあります。出版物を売ることによって生業を立てている方々からすると、成人コーナーへとどんどん図書が移動してしまうと販売の経路が狭まってしまうので、できるだけそのようなところへ置きたくない、ということです。今、東京都で毎月不健全図書と指定されている本のうち半分以上は、自主的な団体に属していない、いわゆるアウトローの方々が出されている本です。現在の条例の中で、自主的な取り組みでできるといわれても、その団体に属していない方々には、対応のしようがありません。どのような判断基準に基づくかということ条例で示すしかないということになります。東京都が恣意的な判断で解釈を広げる訳にはいかないので、今回は条例を改正し、明確に条文を立てました。

出版の方々と長い間かけてきた条例の運用基準が、時代の変化によって、だんだん変わってきています。今回条例改正することによって、「子どもに見せるべきではない図書」について出版界全体で意識して取り組んでいただきたいという思いもあり、条例改正案を出しています。